

新	旧
<p>千葉県学校生活協同組合 個人情報保護規定</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>この規程は、千葉県学校生活協同組合（以下学生協という）が事業を通じて取得した組合員等（組合員の家族、役職員を含む）の個人情報を適切に管理し、組合員等の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p><u>2. 個人情報の取扱いに関し、この規定に定めのない事項については、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行令」その他関係法令の定めるところによる。</u></p> <p>第2条（個人情報の定義）</p> <p>個人情報とは、<u>学校生協の事業遂行に関連して収集された生存する個人情報で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>（1）氏名、住所、生年月日、電話番号、家族状況、利用暦、出資金、加入・脱退申込書など、学生協の事業を通して取得もしくは組合員等から提供された個人に関する情報であって、特定個人が識別され又は識別され得る一切の情報</u></p> <p><u>（2）個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>（3）人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報など政令で定める記述等が含まれる要配慮個人情報</u></p> <p>第3条（個人情報の利用）</p> <p>学生協は、<u>予め利用目的を公表し、定款第3条の事業の運営以外に個人情報を他に利用してはならない。</u></p> <p><u>2. 個人情報の利用・提供は、次の原則に従って行うものとする。</u></p> <p><u>（1）個人情報の利用は、予め明示した目的の範囲に限ること。</u></p> <p><u>（2）利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うと共に、その変更目的と内容を本人に通知し、または公表すること。</u></p>	<p>千葉県学校生活協同組合 個人情報保護規定</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>この規程は、千葉県学校生活協同組合（以下学生協という）が事業を通じて取得した組合員等（組合員の家族、役職員を含む）の個人情報を適切に管理し、組合員等の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>第2条（個人情報の定義）</p> <p>個人情報とは、氏名、住所、電話番号、家族状況、利用暦、出資金、加入・脱退申込書など、学生協の事業を通して取得もしくは組合員等から提供された個人に関する情報であって、特定個人が識別され又は識別され得る一切の情報をいう。</p> <p>第3条（個人情報の利用）</p> <p>学生協は、定款第3条の事業の運営以外に個人情報を他に利用してはならない。</p>

(3) 法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。

(4) グループによる共同利用の場合は、共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称などについて、予め本人に通知し、または本人が容易に知り得る状況におくものとする。

(5) 特定の個人を識別できる記述等の全部または一部を削除した匿名加工情報は学校生協の事業発展のために利活用できるものとする。

(6) 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工した仮名加工情報は学校生協の事業の発展のために利活用できるものとする。但し、法令に基づく場合を除き第三者提供はしてはならない。

(7) 違法・不当な行為を助長・誘発する恐れがある方法による個人情報の利用はしてはならない。

第4条（個人情報の管理）

学生協は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざん又は目的外の利用を防止するため、別に定める「個人情報保護方針」に従い、適切な管理につとめなければならない。

~~そのため、管理責任者をおくものとする。~~

第5条（第三者への個人情報提供制限・停止等）

学生協は、次の各号に掲げる場合を除くほか、組合員等の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 学生協が、その業務の一部を委託し、その委託業務の遂行に必要な場合

(2) 学生協が、出資あるいは役員派遣をしている関係団体で、学生協事業目的の達成に必要な場合

(3) 法令等により、学生協が情報提供を義務づけられている場合

2 学生協事業の円滑な運営をはかるため、学生協保有の個人情報を第三者に提供する場合は、「個人情報保護に関する覚書」を結んで行なう。

3 学校生協で保有する個人データに違法な取得・利

第4条（個人情報の管理）

学生協は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざん又は目的外の利用を防止するため、適切な管理につとめなければならない。

そのため、管理責任者をおくものとする。

第5条（第三者への個人情報提供制限）

学生協は、次の各号に掲げる場合を除くほか、組合員等の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 学生協が、その業務の一部を委託し、その委託業務の遂行に必要な場合

(2) 学生協が、出資あるいは役員派遣をしている関係団体で、学生協事業目的の達成に必要な場合

(3) 法令等により、学生協が情報提供を義務づけられている場合

2 学生協事業の円滑な運営をはかるため、学生協保有の個人情報を第三者に提供する場合は、「個人情報保護に関する覚書」を結んで行なう。

用、不適切な方法による個人情報の利用、漏洩等の事故が生じた場合及びその他本人の権利利益が害される恐れがある場合は利用停止・消去や第三者提供の停止の請求に応じるものとする。

第6条（管理責任者）

個人情報保護管理責任者は、**理事長専務理事**とする。

2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保管場所を定め、データベースはパスワードで管理し、個人情報が安全に管理されているか常に監督し、必要に応じて役職員並びに学生協提携業者に個人情報の安全管理について、定期的に教育・訓練をしなければならない。

3 個人情報保護管理責任者は、各部門での適正な管理のために、各部門**ごと**に個人情報保護管理者を任命するものとする。

(新) 第7条（漏洩等の事故対応）

学校生協の有する個人情報の漏洩、滅失または毀損の事態が生じた場合は、法令に基づき、遅滞なく対応するとともに、再発防止策を講じるものとする。

第8条（開示請求、苦情処理等）

管理している個人情報に関して、本人又は本人の代理人から、本人の個人情報の利用目的及び開示、訂正、追加、削除、利用停止、苦情等の請求があった場合は、必要な調査を行ない**書面又は本人が同意した他の方法により**、すみやかに開示しなければならない。

~~但し、法令に定めがある場合は開示しないものとする。~~

2 開示などの請求があったときは、本人及び本人の代理人を特定するために、一定の事項の提示を本人に求めることができる。

3 開示などの請求については、様式1の個人情報開示等請求書を理事長に提出するものとする。

4 開示請求書の送付など必要な経費は請求者の負担とする。

5. 前項に関わらず、次の場合には開示請求に応じない。

(1) 法令に定めるとおり、本人に知らせることが不
適当と認められたとき

第6条（管理責任者）

個人情報保護管理責任者は、専務理事とする。

2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保管場所を定め、データベースはパスワードで管理し、個人情報が安全に管理されているか常に監督し、必要に応じて役職員並びに学生協提携業者に個人情報の安全管理について、定期的に教育・訓練をしなければならない。

3 個人情報保護管理責任者は、各部門での適正な管理のために、各部門**ごと**に個人情報保護管理者を任命するものとする。

第7条（開示請求、苦情処理等）

管理している個人情報に関して、本人又は本人の代理人から、本人の個人情報の利用目的及び開示、訂正、追加、削除、利用停止、苦情等の請求があった場合は、必要な調査を行ないすみやかに開示しなければならない。但し、法令に定めがある場合は開示しないものとする。

2 開示などの請求があったときは、本人及び本人の代理人を特定するために、一定の事項の提示を本人に求めることができる。

3 開示などの請求については、様式1の個人情報開示等請求書を理事長に提出するものとする。

4 開示請求書の送付など必要な経費は請求者の負担とする。

(2) 本人からの照会に合理的理由の明示がなく、それらに伝えていけば業務に著しく支障が生じるおそれがあるとき

(3) 記録の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるとして政令で定める第三者提供の記録

6. 前項に基づき開示請求に応じない場合には、原則として本人にその理由の説明を行うものとする。

(新) 第9条 (訂正、追加または削除)

個人情報の記載内容に誤りがあって、本人から訂正、追加または削除の請求を受けたときは、訂正、追加または削除すべき事項を確認のうえ、遅滞なくその請求に応ずるものとする。

第10条 (報告義務)

組合の役職員は、法令及び本規程を遵守するとともに、事故および法令違反となる行為を発見したときは、速やかに個人情報保護管理責任者へ報告しなければならない。

第11条 (懲戒・損害賠償)

法令及びこの規程に違反した職員は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

2 退職した職員が在職中知りえた個人情報を漏洩した場合は、損害賠償を請求できるものとする。

第12条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会で行なう。

(附則) この規程は、2005年4月1日より実施する。

2022年4月1日一部改定

第8条 (報告義務)

組合の役職員は、法令及び本規程を遵守するとともに、事故および法令違反となる行為を発見したときは、速やかに個人情報保護管理責任者へ報告しなければならない。

第9条 (懲戒・損害賠償)

法令及びこの規程に違反した職員は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

2 退職した職員が在職中知りえた個人情報を漏洩した場合は、損害賠償を請求できるものとする。

第10条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会で行なう。

(附則) この規程は、2005年4月1日より実施する。